

青森県報

号外第八十八号

平成二十年
十月十七日
(金曜日)

目次

規 則

青森県議会議員報酬及び費用弁償の額並びにその支給条例
第七条第二項の規定に基づく地域を定める規則の一部を改
正する規則

(人事課) … 一

青森県保健師助産師看護師法施行細則の一部を改正する規
則

(医療薬務課) … 一

青森空港条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規
則

(港湾空港課) … 二

議 会

青森県議会会議規則の一部を改正する規則

(議事課) … 二

青森県議会傍聴規則の一部を改正する規則

(総務課) … 三

規 則

青森県議会議員報酬及び費用弁償の額並びにその支給条例第七条第二項の規定に基
づく地域を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年十月十七日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第四十三号

青森県議会議員報酬及び費用弁償の額並びにその支給条例第七条第二項の規定
に基づく地域を定める規則の一部を改正する規則

青森県議会議員報酬及び費用弁償の額並びにその支給条例第七条第二項の規定に基
づく地域を定める規則(昭和三十六年五月青森県規則第五十七号)の一部を次のよう
に改正する。

題名を次のように改める。

青森県議会議員の議員報酬及び費用弁償の額並びにその支給条例第七条第二項
の規定に基づく地域を定める規則

本則中「青森県議会議員報酬及び費用弁償の額並びにその支給条例」を「青森県議
会議員の議員報酬及び費用弁償の額並びにその支給条例」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

青森県保健師助産師看護師法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年十月十七日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第四十四号

青森県保健師助産師看護師法施行細則の一部を改正する規則

青森県保健師助産師看護師法施行細則(昭和四十二年八月青森県規則第四十三号)
の一部を次のように改正する。

第一条第一号中「第一条第二項」を「第一条の三第二項」に改め、同条第二号中
「第三条第二項」を「第三条第三項」に、「准看護師籍訂正及び免許証書換え交付申
請書」を「准看護師籍訂正及び免許証書換交付申請書」に改める。

第三条中「第十二条第二項」を「第十二条第五項」に改める。
第五条を第六条とし、第四条を第五条とし、第三条の次に次の一条を加える。

(准看護師再教育研修修了登録証)

第四条 法第十五条の二第五項に規定する再教育研修修了登録証(准看護師に係るも

のに限る。)は、第八号様式による。

第一号様式中「第1条第2項」を「第1条の3第2項」に改める。
第二号様式中「准看護師簿訂正及び免許証書換え交付申請書」を「准看護師簿訂正及び免許証書換交付申請書」に、「第3条第2項」を「第3条第3項」に、「の書換え交付」を「の書換交付」に改め、第七号様式の次に次の一様式を加える。

准看護師再教育研修修了登録証

本籍地

氏 名

年 月 日 生

保健師助産師看護師法(昭和二十三年法律第二百三三号)により准

看護師再教育研修を修了した旨を登録する

よつてこの証を交付する

年 月 日

青森県知事

印

第8号様式(第4条関係)

注 用紙の大きさは、日本工業規格A4横長とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

青森空港条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成二十年十月十七日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第四十五号

青森空港条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

青森空港条例の一部を改正する条例(平成二十年十月青森県条例第六十三号)の施行期日は、平成二十年十月十七日とする。

議 会

青森県議会議規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年十月十七日

青森県議会議長 神 山 久 志

青森県議会告示第一号

青森県議会議規則の一部を改正する規則

青森県議会議規則(昭和三十一年十一月青森県議会告示第二号)の一部を次のように改正する。

第五条第一項を次のように改める。

会期は、会期の初めに議会の議決で定める。

第二百二十三条を第二百二十四条とし、第十六章を第十七章とする。

第二百二十二条第一項中「第百条第十二項」を「第百条第十三項」に改め、第十五章

中同条を第二百二十三条とし、同章を第十六章とする。

第十四章の次に次の一章を加える。

第十五章 協議又は調整を行うための場

(協議又は調整を行うための場)

第百二十二条 法第百条第十二項に規定する議案の審査又は議会の運営に関し協議又は調整を行うための場(以下「協議等の場」という。)を別表のとおり設ける。

2 前項に定めるもののほか、協議等の場を臨時的に設ける必要があるときは、議会の議決でこれを決定する。ただし、緊急を要する場合は、議長が設けることができる。

3 前項の規定により、協議等の場を設けるに当たっては、名称、目的、構成員及び招集権者を明らかにしなければならない。

4 協議等の場の運営その他必要な事項は、議長が別に定める。附則の次に次の別表を加える。

別表(第百二十二条関係)

名 称	目 的	構 成 員	招 集 権 者
各会派代表者会議	議会の運営の基本的事項に関する協議及び調整	議長、副議長、各会派の代表者及び無所属議員	議長
議員全員協議会	県政の重要な課題に関する協議及び調整	議員	議長
図書室運営委員会	議員の調査研究に必要と認められる図書及び資料の収集に関する協議及び調整	議長が委嘱した議員	委員長
各委員長合同会議	議会の予算に係る執行計画等に関する協議及び調整	議長、副議長並びに常任委員会、議会運営委員会、特別委員会及び図書室運営委員会の委員長	議長
各会派世話人協議会	一般選挙後最初の会議において議会運営委員会が組織されるまでの間に於ける議会の運営に関する協議及び調整	各会派から選出された議員	議会事務局長

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に設けられている議長の諮問を受けて政務調査費の透明性の確保等に関する事項及び議会の効率的・効果的運営に係る改革に関する事項を検討するための場合は、改正後の青森県議会会議規則第百二十二条第二項の規定により設けられた同条第一項の協議等の場とみなす。

青森県議会傍聴規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年十月十七日

青森県議会議長 神 山 久 志

青森県議会告示第一号

青森県議会傍聴規則の一部を改正する規則

青森県議会傍聴規則（昭和三十五年十二月青森県議会告示第二号）の一部を次のよ

うに改正する。

第五条第二項中「年齢」を削る。

第一号様式の（表面）中「年齢」を削り、同様式の（裏面）中「氏名及び年齢」を「及び氏名」に改め、「年齢」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

青森県議会告示第三号

青森県議会図書室規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十年十月十七日

青森県議会議長 神 山 久 志

青森県議会図書室規程の一部を改正する規程

青森県議会図書室規程（平成四年七月青森県議会告示第一号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「第百条第十七項」を「第百条第十八項」に改める。

附 則

この規程は、告示の日から施行する。

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
号
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町三丁目番七
号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭